

## [17] 自賠責保険診療にかかる売上（収入）の計上時期

Q

自賠責保険診療にかかる売上（収入）の計上の時期について教えてください。

A

自賠責保険（自動車損害賠償責任保険・自動車損害賠償責任共済）とは、自動車損害賠償保障法によって、自動車及び原動機付自転車に加入が義務付けられている損害保険です。

自賠責保険診療による売上（収入）は、柔道整復師から損害保険会社に治療費を請求するので、患者さんが窓口で現金を支払うことはありません。交通事故でムチ打ちになった場合など、治療期間が数週間から数か月に及びますが、通常の保険診療と同様、自賠責保険の診療報酬の計上は毎回の施術が終了した時点になります。

### 1 年度末の処理

年度末の処理ですが、自賠責保険診療報酬の請求は、患者の治療費がある程度固まった時点で行われますので、12月31日において、保険請求をしていない診療報酬を集計して未収入金に計上します。保険請求後の入金日については、①自賠責保険のみの請求の場合には、請求書類の受付日から2か月以内に、②自賠責保険と任意保険の一括請求の場合には、請求書類の受付日から翌月末日までとなっています。

### 2 保険会社と被害者との間で協議中の場合

保険会社と被害者（患者）との間で過失割合をめぐり協議中であったり、被害者が保険料を滞納しているなどの理由により、決まった時期に入金されないケースもあります。定期的に入金がされないため、

自賠責保険管理台帳を作成し、期末に未収入金の計上漏れがないよう  
に管理をする必要があります。また、自賠責保険収入の入金口座は、  
損害保険会社ごとに指定することができますが、一つの口座で管理す  
ることをお勧めします。

《参考となる法令など》

所税36①、所基通36-8(5)

## [28] 受領委任払いと償還払い

Q

受領委任払いと償還払いの違いについて教えてください。

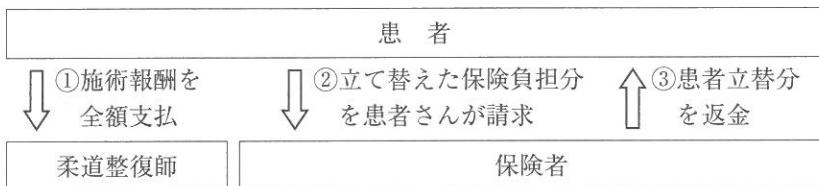
A

柔道整復師の施術にかかる療養費の支給申請には、「償還払い」と「受領委任払い」があります。

### 1 儻還払い

患者さんが、柔道整復師に一旦施術報酬の全額を支払い、その後、患者さんが保険者に保険負担分を請求する制度です。患者さんが施術報酬を全額負担することになり、手続も患者さん自らが行うため、患者さんにかかる負担が大きいという問題があります。

整骨院は、施術した日に患者さんから全額報酬の支払を受けるので、その日の売上として収入計上します。



### 2 受領委任払い

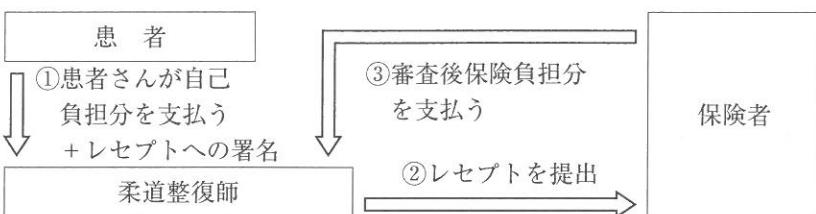
患者さんは、窓口で本人負担分だけを支払い、保険者への保険負担分の請求を柔道整復師に委任し、患者さんに代わって保険者に請求をする制度です。

受領委任払いでは、柔道整復師が患者さんに代わって保険者への請求の手続をるので患者さん本人の負担が少なく、広く一般的に行われています。

れている方法です。

委任の方法は、「柔道整復施術療養費支給申請書（レセプト）」に、患者さんから署名をもらう方法になります。

受領委任払いでは、柔道整復師がレセプトを作成し保険者へ請求します。このレセプトの請求に基づいて保険者は、柔道整復師へ施術報酬を支払います。



### アドバイス

償還払いは、患者さんが請求の仕方を知りませんし慣れてもいないため、ほとんどの場合、整骨院側で受領委任払いでの請求しているはずです。ただし、柔道整復師側も保険請求のプロではありませんので、記入漏れ、記載ミス、集計間違いなどのレセプトの返戻が多くみられます。ケアレスミスが起きないように院内の保険請求事務のチェック体制を整えましょう。従業員の手が足りず、事務に時間がかかり、ミスが多いようだと、保険請求の代行業者に外注するなどの体制も検討する必要があります。

## [61] 売上原価（棚卸商品）

**Q**

売上原価（物販に係る棚卸商品）の処理の方法を教えてください。

**A**

売上原価の計算は、決算整理の一つになります。

$$\text{売上原価} = \frac{\text{年初（1月1日）}}{\text{期首商品棚卸高}} + \frac{\text{年間の仕入高}}{} - \frac{\text{年末（12月31日）}}{\text{期末商品棚卸し}}$$

この計算のためには、期末商品棚卸し（在庫）の数字が必要です。

- ① 12月31日に必ず実地棚卸しをします。
- ② 物販に係る商品の在庫を確認します。

健康食品、販売用飲料水、包帯、湿布薬、固定材料、腰痛ベルト、低反発枕など

販売用商品の在庫メモを作成します。

- ③ 実地棚卸しで確認した在庫メモを基に、種類（商品名）、単価、在庫数、集計額で棚卸表を作ります。
- ④ 評価方法は、原則として、最終仕入原価法（棚卸商品評価方法の届出なしの場合）

$$\frac{\text{年末に一番近い時期に仕入れたその棚卸資産の仕入単価}}{\text{資産の数量}} \times \frac{\text{年末の棚卸}}{} = \text{年末の棚卸高}$$

- ⑤ 実地棚卸しに際して、棚卸資産の数量などを記載したメモなどの原始記録は、棚卸表と一緒に保存してください。

(例) 期首商品棚卸高（1月1日の在庫）	100,000円
当期商品仕入高（年間の仕入高）	5,000,000円
期末商品棚卸高（12月31日の在庫）	150,000円

## 決算整理仕訳

## 借 方

## 貸 方

(仕 入)	100,000円	(期首商品棚卸高)	100,000円
(期末商品棚卸高)	150,000円	(仕 入)	150,000円

## 売上原価の計算

期首商品棚卸高	100,000円
当期商品仕入高	5,000,000円
期末商品棚卸高	▲150,000円
売 上 原 価	4,950,000円

$$100,000 + 5,000,000 - 150,000 = 4,950,000$$

## [116] 事業税

Q

柔道整復業と事業税について教えてください。

A

柔道整復業にも個人事業税はかかります。

柔道整復業の場合、社会保険診療にかかる収入については事業税は非課税となっています。

したがって、社会保険適用外の収入、自賠責保険の収入、物品販売の収入などを事業税の課税対象となる収入として計算します。また、事業税の税率も原則の税率よりも低くなっています。

### 1 課税対象

柔道整復業にかかる事業税の課税対象になる収入とならない収入は、それぞれ以下のとおりです。

- ① 柔道整復業にかかる事業税の課税対象になる収入
  - ⑦ 自費診療の収入
  - ⑮ 自賠責保険の収入
  - ⑯ 物品販売の収入（包帯、湿布薬、健康補助食品、マッサージ用品など）
  - ⑰ 自動販売機の収入
- ② 柔道整復業にかかる事業税の課税対象にならない収入  
保険診療の収入

### 2 柔道整復業にかかる事業税の税率

事業税の税率は以下のとおりです。

区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、運送業、駐車場業、請負業、飲食店業など	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4%
第3種事業	医業、歯科医業、弁護士業、司法書士業、税理士業、コンサルタント業、理・美容業など	5%
	あん摩・はり・きゅう・柔道整復等の業、装蹄師業	3%

上記のとおり、柔道整復業にかかる事業税率は、3%になります。

### 3 事業税の税額計算

事業税の税額計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned}
 & \left( \text{事業所得又は} \begin{array}{l} \text{所得税の事} \\ \text{個人の事業税の} \end{array} \right. \\
 & \quad \left. \begin{array}{l} \text{(及び) 不動} \\ \text{業専従者給} \end{array} \right) - \text{事業専従者給与} + \begin{array}{l} \text{青色申告特別} \\ \text{控除額 (注3)} \end{array} \\
 & \text{産所得 (注1)} \quad \text{与(控除)額} \quad \text{(控除)額(注2)} \\
 & - \begin{array}{l} \text{各種控除} \\ \text{額 (注4)} \end{array} \times \frac{\text{事業税}}{\text{の税率}} = \frac{\text{事業税}}{\text{の税額}}
 \end{aligned}$$

(注1) 事業所得又は(及び)不動産所得

前年の1月1日から12月31までの1年間の事業から生じた事業所得又は(及び)不動産所得で、事業の総所得金額から必要経費、青色申告特別控除額等を控除して計算します。所得税の確定申告書第1表及び青色申告決算書、収支内訳書の所得金額欄の金額が当該所得金額となります。

(注2) 個人の事業税の事業専従者給与(控除)額

事業主と生計を一にする親族の方が専らその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

- ・青色申告の場合…その給与支払額(所得税の事業専従者給与額)
- ・白色申告の場合…配偶者の場合は86万円、その他の場合は一人50万円が限度

## (注3) 青色申告特別控除額

個人の事業税の計算上、青色申告特別控除の規定は適用されないので、所得金額に加算します。

## (注4) 各種控除額

## ① 繰越控除

次の控除を受けるには、原則として、所得税、住民税、事業税のいずれかの申告を一定の期間内に毎年行っていることが必要です。

## ⑦ 損失の繰越控除

青色申告者で、事業の所得が赤字（損失）になったときは、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

## ④ 被災事業用資産の損失の繰越控除

白色申告者で、震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額があるときは、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

## ⑩ 謾渡損失の控除と繰越控除

直接事業の用に供する資産（機械、装置、車両等。ただし、土地、家屋等を除きます。）を譚渡したために生じた損失額については、事業の所得の計算上、控除することができます。

青色申告をした方は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

## ② 事業主控除

控除額は、年間290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額になります。）です。

## 4 事業税の申告期限

事業税の申告期限は、3月15日です。

ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告をしたことになります。したがって、改めて事業税の申告をする必要はありません。

## 5 事業税の納税

納税通知書が届きますので、8月と11月の2回に分けて納付します。

### アドバイス

柔道整復業特有の処理になりますが、消費税と事業税で異なる取扱いになる処理があるので、以下にまとめます。

収 入	消費税	事業税
社会保険適用の収入	非課税	非課税
社会保険適用外の収入	課税対象	課税対象
自賠責保険の収入	非課税	課税対象
物品販売の収入	課税対象	課税対象

### 《参考となる法令など》

地税32④・72の2・72の49の11・72の49の14・72の49の17・72の51・72の52

## [119] 整骨院の税務調査

---

**Q**

税務署から、税務調査の連絡が来ました。税務調査は初めての経験で、何をすればよいのか分かりません。何か準備が必要なのでしょうか。また、税務調査の当日はどのような感じになるのでしょうか。何を調べられるのでしょうか。税務調査の流れを教えてください。

---

**A**

税務調査のときは、確定申告に関する資料、帳簿、決算書、申告書などの準備をしておきます。帳簿に関する資料は全て用意してください。

- ① 総勘定元帳
- ② 日計表
- ③ 通帳（若しくは通帳のコピー）
- ④ レセプト（保険請求書）の控え
- ⑤ 保険請求団体からの決定通知書
- ⑥ 自賠責請求書の控え
- ⑦ 自賠責入金通知書
- ⑧ その他必要経費に計上した領収証、請求書等
- ⑨ 給与明細書（年末調整関係書類を含みます。）
- ⑩ テナントの賃貸契約書
- ⑪ 機械類のリース契約書
- ⑫ その他会計帳簿に関すると思われる資料全て

### 1 税務調査の流れ

通常は、税務署の担当者から電話で事前に連絡があります。顧問税理士がいれば、税理士の方に電話がかかってきます。電話連絡の日か

らおおよそ1、2週間先の予定で日程調整の依頼をしてきます。

実地調査の日数ですが通常は連続した2日間というのが多いです。内容によっては1日で終わることもあれば3日間というときもあります。調査の内容次第で追加でもう1日ということもあります。

## 2 税務調査当日

調査当日は、普通は朝10時から始まります。まずは事業概況のヒアリングから始まります。12時くらいまでは社長や代表者、経理担当者などに対し、調査官が会社や事業内容の概況を聞き取ります。創業時の立ち上げの話や独立後の苦労した話、仕事の進め方や商売の流れ、モノや人の動き、お金の流れの話などです。雑談のような雰囲気ですが、聞かれたことにだけ答えるように心掛けましょう。

お昼の時間になると調査官は昼食のために外に出ます。調査官はその時に税務署に連絡を取り、午前中の内容を上司に報告し指示を仰ぎます。

昼食から戻り午後になると、いよいよ総勘定元帳や領収証、請求書などのチェックが始まります。

予約の受付表などもチェックされます。予約管理表と日々の売上が記録に残っていて合っているか、漏れはないかなども調べられます。

場合によっては、カルテもチェックされます。カルテには、いつ・誰に・どのような施術をしたのか記載されています。カルテとレセプトが合っているか、カルテと売上に相違はないか、売上の計上漏れはないか等の確認をしているのです。

レセプトの請求金額と通帳に入金された保険金が合致しているかどうかのチェックも行われます。

最後に、12月に施術をして1月以降に入金された売上をチェックします。施術日が売上日になるので、入金日が売上日になっていると売

上の計上漏れになるのです。

調査実施日は、このような感じで終了します。実地調査の結果を税務署に持ち帰り、反面調査が必要であれば取引先へ連絡し内容を確認したりします。後日、追加の確認事項や追加の資料などを求められる場合もあります。調査の結果、特に問題がなければ税務署の調査担当者から連絡があり調査は終了します。修正申告が必要であれば、修正の指摘事項を連絡してきますので、指摘内容に納得すれば修正申告書を提出して調査は終了します。通常は調査が終了するまでには数か月は要します。

なお、飲食店など現金を扱うケースが多い事業の場合には、事前の連絡なしに突然いきなりやってくることもあります。そのときは、「今は開店準備で忙しいので、日程調整して後日にお願いします」と言って帰ってもらうこともできます。

また、調査の日程ですが、これは納税者の都合に合わせることになっているので、忙しい時期であれば、1、2週間先よりもっと先の日程でもかまいません。1か月先、2か月先でも大丈夫です。実地調査の当日、事業概況のヒアリングは、世間話ではなく調査の一環ですので、聞かれた内容にだけ答える対応でかまいません。余計な事は話さない方がよいと思います。調査の終了時ですが、修正申告の指摘事項に納得がいかなければ修正申告に応じる必要はありません。その場合には、税務署側で「更正決定の処分」を行ってきますので、一旦は処分を受けた追徴税額を納税します。処分に納得がいかなければ、「不服申立て」の手続を行います。

#### 《参考となる法令など》

税通74の2・74の9・74の11・75・77・115